

京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」

「指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間.....	2
5. 職員の体制.....	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
7. サービスの利用に関する留意事項.....	4
8. 虐待の防止.....	4
9. 利用者の記録や情報の管理、開示.....	5
10. 事故と損害賠償.....	6
11. 苦情の受付について.....	6

社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」
当事業所は障害児相談支援事業者の指定を受けています。
(京都市指定 第2670900220号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
所在地	京都府城陽市寺田林ノ口11番64
電話／FAX	0774-30-9000 / 0774-55-7708
代表者氏名	理事長 高田英一
設立年月	昭和53年6月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児相談支援事業所 平成27年4月1日指定 京都市 第2670900220号
事業の目的	障害児又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児等の立場に立った適切な指定障害児相談支援の提供を確保する。
事業所の名称	京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」
事業所の所在地	京都市伏見区醍醐高畑町30-1 パセオ・ダイゴロー西館4階
電話番号	075-634-5568
FAX 番号	075-634-5574
管理者氏名	鈴木 唯美
事業所の運営方針について	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って必要なサービスの提供に努める。
開設年月	平成19年10月1日
事業所が行なっている他の業務	指定特定相談支援事業（計画相談） 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援） 京都市指定 第2630900534号

3. 事業実施地域

京都市東山区、京都市山科区、京都市伏見区（醍醐管内）

4. 営業時間

営業日	月～金曜日 ただし国民の祝日・休日、12月29日～31日、1月2日、3日を除く。
受付時間	午前11時～午後7時
サービス提供時間帯	月～金曜日 午前11時～午後7時

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	備 考
管理者	1 名	名	
相談支援専門員	4 名	名	

当事業所では、利用者に対して指定障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）サービス内容

①障害児支援利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、障害児支援利用計画を作成します。

＜障害児支援利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②利用者及び家族等の置かれた状況等を考慮して、利用者及び家族等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載した児童支援利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成した児童支援利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該児童支援利用計画書の原案の内容について、利用者及び家族等に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

②障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及び家族等と必要に応じて面接し、経過を把握します。
- ・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者との連絡調整を行います。
- ・福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について継続的にモニタリングを行い、児童支援利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

③障害児支援利用計画の変更

利用者が児童支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者等が児童支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者等と利用者双方の合意に基づき、児童支援利用計画を変更します。

④障害児入所施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 利用料金

①サービス利用料金

指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障害児相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

②交通費

通常の事業の実施区域以外の地域の居宅等を訪問する場合には、それに要した交通費の支払いを請求させていただく場合があります。

交通費は、1 カ月ごとに計算し請求しますので、翌月 10 日までにお支払い下さい。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、遠慮なくご相談ください。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 鈴木 唯美
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定障害児相談支援サービスを提供した日から 5 年間です。

＊ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付	土・日・祝日および 12 月 29～31 日、1 月 2～3 日を除く 午前 11 時～午後 7 時
----------	---

10. 事故と損害賠償

- ・事業者は、指定特定相談支援事業の提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村、利用者及び家族等に連絡して必要な措置を講じます。
- ・事業者は、指定特定相談支援事業を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

11. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

くじょううけつけたんとうしゃ ○苦情受付担当者	かんりしゃ 管理者	すずき 鈴木	ゆみ 唯美
	でん 電	わ 話	075-634-5568
	ファックス		075-634-5574
くじょうかいけつせきにんしゃ ○苦情解決責任者	きょうとふちやうかくげん 京都府聴覚言語障害センター	しやちやう 所長	いまにし 今西
	でん 電	わ 話	0774-30-9000
	ファックス		0774-55-7708
うけつけじかん ○受付時間	げつやうび 月曜日	きんやうび 金曜日	9:00~17:00

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

だいさんしゃいいん
○第三者委員

こいで
小出

しんいち
新一

電話・ファックス 075-955-0390

(3) その他

とうじぎょうしよいがい しちようそん そうだん くじようまどぐち くじよう つた
当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

うけつけじ かん げつ きん
※受付時間 (月)～(金) 9:00 ～ 17:00

きかんめい 機関名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号
きょうとしほけんふくしきょうしやうがいほけんふくしすいしんしつ 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室	075(222)4161	075(251)2940
きょうとふしやかいふくしきやうぎかい きょうとふしやきやうふくし うんえいできせいかいいんかい 京都府社会福祉協議会「京都府社協福祉サービス運営適正化委員会」	075(252)2152	075(212)2450
きたくやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 北区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(432)1285	075(451)0611
かみぎやうくやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 上京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(441)5121	075(432)2025
ききやうくやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 左京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(702)1131	075(791)9616
なかぎやうくやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 中京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(812)2594	075(822)7151
ひがしやまぐやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 東山区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(561)9130	075(531)2869
やましなぐやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 山科区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(592)3479	075(592)3059
しもぎやうくやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 下京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(371)7217	075(351)9028
みなみくやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 南区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(681)3282	075(691)1397
うきやうくやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 右京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(861)1451	075(861)4678
にしきやうくやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 西京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(381)7666	075(393)0867
にしきやうくやくしよらくさいししよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 西京区役所洛西支所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(332)9275	075(332)8186
ふしみくやくしよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 伏見区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(611)2392	075(611)1166
ふしみくやくしよふかくさいししよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 伏見区役所深草支所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(642)3574	075(641)7326
ふしみくやくしよだいごししよほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくしか 伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(571)6372	075(571)2973

ねん がつ にち
年 月 日

指定障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」
(京都市指定 第2670900220)

説明者職名 相談支援専門員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

保 護 者 住 所

氏 名 印

(利用者との関係)

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第29号(平成24年3月13日)第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定障害児相談支援の提供にあたり、障害児通所支援等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記 1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

年 月 日

社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会 理事長 あて
京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」 管理者 あて
利 用 者 住 所

氏 名 印

保 護 者 住 所

氏 名 印

(利用者との関係)